

富良野市中小企業資金融資制度 新旧対象表

資金名		融資の対象者		用途		融資の限度額		融資期間		貸付利率(補給後の利率)		融資の条件		市の助成制度		
旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	
中小企業振興資金	同左	市内において主たる店舗又は事業所を有する企業で、原則として1年以上引き続き事業を営み借入金の返済が確実と認められるもの	同左	運転資金 設備資金	事業資金	1000万円以内	1500万円以内	15年以内	同左	3年以内 1.8 (1.3) 5年以内 2.0 (1.5) 7年以内 2.2 (1.7) 15年以内 2.4 (1.9) (据置1年以内)	3年以内 1.8 (0.8) 5年以内 2.0 (1.0) 7年以内 2.2 (1.2) 15年以内 2.4 (1.4) (据置1年以内)	金融機関が弾力的に貸付けしやすくなる。	保証協会の保証付とする	必要により保証協会の保証付とする	当該年度内に支払った保証料の1/2 + 約定利率の0.5%を補給します	当該年度内に支払った保証料の1/2 + 約定利率の1%を補給します
チャレンジ資金(新規開業・企業化支援)資金	チャレンジ資金(新規開業)資金 名称変更	市内に居住し、市内で新規に独立開業する者および市内商店街の空き地や空き店舗を利用し、新規に小売業、食事の提供を主目的としている飲食店、サービス業等を開業しようとするもの。また、新たな事業分野へ進出する中小企業者。	市内に居住し、新たな事業を始めようと具体的計画を有する方または事業開始後5年を経過していない方 対象を新規開業者に限定。新規開業後5年以内も対象。新たな事業分野は、中小企業振興資金で対応。	運転資金 設備資金	事業資金 同上	1000万円以内	同左	10年以内	同左	3年以内 1.8 (0.8) 5年以内 2.0 (1.0) (据置1年以内)	同左	金融庁から金融機関に対しての監督指針に基づき削除。	(1)連帯保証人を原則1人以上とする	必要により保証協会の保証付とする	当該年度内に支払った約定利率の1%を補給します	当該年度内に支払った約定利率の1% + 保証料の1/2を補給します
共同施設資金	同左	中小企業団体等や複数の店舗で組織する人格ある団体で、商店街の近代化、店舗共同化のために事業を行う資金	同左	設備資金	同左	3000万円以内	同左	15年以内	同左	7年以内 2.2 (1.2) (据置1年以内)	同左	(2)必要なものは保証協会の保証付とする	必要により保証協会の保証付とする	当該年度内に支払った約定利率の1%を補給します	当該年度内に支払った約定利率の1% + 保証料の1/2を補給します	
商店街等活性化資金	中心市街地活性化資金 名称変更	大型店、郊外店の進出および消費者動向の変化や新業態の小売業等の進出に対応し積極的に店の魅力アップ、体質強化を図るため、店舗新築、改築、改装等を行う資金及び大型店や新業態の小売業の出店により影響を受けた者が事実上、必要とする資金で経営の安定に役立たせるためのもの	富良野市中心市街地活性化基本計画において指定された中心市街地内にある商店街等の活性化を図るため、空き店舗等への、出店又は店舗の新築、改築、改装もしくは駐車場等の増設を行う者で、その事業活動に必要な資金 対象エリアを中心市街地区域内に限定。	運転資金 設備資金	設備資金	3000万円以内	同左	15年以内	同左	15年以内 2.4 (1.4) (据置1年以内)	同左 (据置1年以内)	据置を設けることで、新規開業者など、借入者の初期償還時の負担軽減を図る。	道融資に準じ、保証協会の保証付を優先し、可能な限り、無担保保証の優先的な適用に努めることが望ましいことから削除。	必要により保証協会の保証付とする	当該年度内に支払った約定利率の1%を補給します	・新規開業 ・共同(団体) ・中心市街地の取組みを重点支援し、借入者の負担軽減を図る点から保証料の1/2を新たに創設。
情報近代化資金	廃止 中小企業振興資金・商工業パワーアップ資金で対応。	コンピュータシステム整備資金及び企業活動全般にわたって必要な情報を整備するための資金	廃止	設備資金	廃止	300万円以内	廃止	15年以内	廃止							
土地購入資金	廃止 同上	企業進出、事業拡大を図るため、市が指定する中心市街地内商業地域・近隣商業地域の土地を購入する中小企業者等	廃止	土地取得資金	廃止	3000万円以内	廃止	15年以内	廃止							
小口緊急特別資金	同左	市内において主たる店舗又は事業所を有する企業で、原則として1年以上引き続き事業を営み企業の自主努力が顕著で今後の展開が期待でき、借入金の返済が確実と認められるもの	同左	運転資金	同左	500万円以内	同左	5年以内	同左	3年以内 1.6 (0.6) 5年以内 1.8 (0.8)	同左	(1)連帯保証人を原則1人以上とする (2)必要なものは保証協会の保証付とする	必要により保証協会の保証付とする	当該年度内に支払った約定利率の1%を補給します	同左	

